

カナダ

国の概要 (外務省 HP より)	面積	9,985,000 km ²
	人口	約 3,724 万人 (2018 年カナダ統計局推計)
	首都	オタワ
教育行政組織		
	国	連邦政府 (権限を州・準州に委譲)
	地方	10 つの州と 3 つの準州, 学区
教育課程基準		教育課程の基準は, 各州・準州によって定められているため, 教育内容は州・準州によって異なる。
教科書制度		
	教科書の定義	「教科書」を示す用語として“textbook”の他, “learning resource”, “teaching resource”や“teaching and learning resource”等の用語が使用されている。いずれの用語にも, 印刷された教科書のほか, ビデオ, ソフトウェア等電子化された教材, 印刷物・電子化された教師用指導書やその他の教育用資料等, 教材や教師用指導書も含まれている。
	発行主体	民間の発行者が発行している。
	国定, 検定, 認定などの制度	認定制となっている。各州 (教育委員会が認定する場合は教育委員会) が, 認定基準を公開している。
	採択・選定などの制度	多くの場合, 第三者機関に選定を依頼し, その結果に基づいて, 州教育省が教科書のリストを作成する。採択周期は, 州によって異なるが, 5 年と定める州や, 教育課程の改訂に合わせて行う州もある。教育委員会または学校がリストの中から教科書 (教材) を採択する。
	使用義務の有無	教科書の使用義務に関する法的義務はないが, 州や教育委員会によって教科書の使用頻度や程度は異なる。
	有償・無償	無償である。
	給与・貸与	貸与される。多くの場合, 教室等で保管される。
	教科書の特色	一般的に, 低学年のものは一学年の内容が数冊に分けられた小冊子で, 学年が上がるにつれて, ハードカバーで重厚になり, 数年間使用しても耐えうる装丁となっている。印刷はカラー刷りで, 写真や図表, 挿絵等も多く掲載されている。
デジタル教科書の状況		多くの州において, デジタル教科書 (教材) は, 遠隔教育や教室内での学習活動においても, 広く活用されている。州が認可したデジタル教科書 (教材) は, 印刷された教科書と同様, 無償で配布されている。